

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 9 月 1 日
担 当 課	生活支援課

契約業者名・住所	株式会社日立システムズ 関東甲信越支社第一営業本部 東京都台東区東上野二丁目 1 6 番 1 号
工事等の名称	松戸市生活保護システム改修業務委託（令和 8 年度データ標準レイアウト改版対応）
工事等の場所	松戸市の指定する場所
種 別	委託契約
工事等期間	令和 8 年 6 月 1 5 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで
契約金額	金 2, 6 4 0, 0 0 0 円 うち消費税及び地方消費税額 金 2 4 0, 0 0 0 円
工事等の概要	生活保護システムの令和 8 年度データ標準レイアウト改版対応に関わるシステム改修業務委託
随意契約の理由	松戸市生活保護システム改修業務委託（令和 8 年度データ標準レイアウト改版対応）に係る業者の選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。 1. 生活保護システムの構成を熟知していること。 2. 生活保護システム端末等のセットアップ方法を熟知していること。 3. 松戸市の基幹系ネットワークポリシーを熟知していること。 4. 障害発生時、端末・ネットワーク・パッケージソフト・ハード原因の特定が迅速に対応できること。 5. 個人情報管理及び松戸市情報セキュリティポリシーを遵守できること。 よって、本業務に係る業者選定にあたっては、これらを中心に、総合的な判断に基づく裁量に委ねられる部分が大いと考え。選定業者である株式会社日立システムズ関東甲信越支社第一営業本部は、前条件をクリアするとともに、生活保護システムの導入業者であり、環境・設定作業等を熟知していることから、最も適切な業者である。 したがって、本業務におけるその性質又は目的が、競争入札に適しないと判断し、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。